国仲介業者から当該特定振替社債等の振替記載等を受けている場合には、当該特定振替社債等に係る特定振替機関等）は、その利子等の支払を受けるべき日の前日までに、その利子等につき法第九条の三の二第一項若しくは第九条の六第四項又は所得税法第二百十二条の規定による所得税の徴収をしないこととなる旨を、特定振替機関を経由して当該特定振替社債等の発行者に対し通知しなければならない。

23　非課税適用申告書を提出した者が法第五条の三第四項第八号に規定する適格口座管理機関（以下この項及び次項において「適格口座管理機関」という。）又は適格外国仲介業者から振替記載等を受けている特定振替社債等（同条第一項に規定する一般社債等に該当するものに限る。）につきその利子等の支払を受ける場合には、当該適格口座管理機関（非課税適用申告書を提出した者が適格外国仲介業者から当該特定振替社債等の振替記載等を受けている場合には、当該特定振替社債等に係る適格口座管理機関）は、その利子等の支払を受けるべき日の前日までに、その利子等につき法第九条の六第四項又は所得税法第二百十二条の規定による所得税の徴収をしないこととなる旨を、特定振替機関を経由して当該特定振替社債等の発行者に対し通知しなければならない。

第三条の二第十四項中「第五条の三第一項第一号」を「第五条の三第一項」に、「書類（」を「非課税適用申告書（」に改め、「この項」の下に「、第二十二項及び第二十三項」を加え、「前条第三項」を「前条第二項」に改め、「含む。」の下に「第二十二項及び第二十三項において同じ。」を加え、「の利子等の計算期間の初日の前日（その該当することとなつた日が当該計算期間の初日である場合には、同日）」を「に利子等の支払を受けるべき日の前日」に、「特定振替機関等（次項、第二十二項及び第二十四項」に、「適格外国仲介業者（次項」を「適格外国仲介業者（次項から第二十三項まで」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十三項中「前条第二項から第六項まで、第九項から第十一項まで、第十六項、第二十一項から第三十二項まで、第三十四項から第三十九項まで、第四十一項から第四十五項まで及び第四十八項から第五十三項まで」を「前条第一項から第四項まで、第六項、第十項、第十五項から第十七項まで及び第二十項から第二十四項まで」に、「、法第五条の三第五項」を「、法第五条の三第九項」に、「第十項まで、第十二項から第二十二項まで、第二十四項及び第二十五項」を「第十四項まで、第十六項及び第十七項」に、「規定中」を「前条の規定中」に改め、同項の表を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 第一項 | 同項の規定の | 法第五条の三第一項の規定の |
| 第二項 | 及び法第五条の二第一項 | 及び法第五条の三第一項 |
| | 第五条の三第九項において準用する法第五条の二第十一項 | 第五条の二第十一項 |
| | 「特定振替社債等 | 「振替国債等 |
| | 法第五条の三第九項において準用する法第五条の二第十四項 | 同条第十四項 |
| 第二項第一号 | 特定振替社債等 | 振替国債等 |
| | 第五条の二第一項 | 第五条の三第一項 |
| | 同条第一項に規定する営業所等 | 国内にある営業所若しくは事務所 |

| | | |
|---|---|---|
| | 同条第七項第四号 | 同条第四項第四号 |
| | 第五条の三第一項 | 第五条の二第一項 |
| | 第五条の二第七項第二号 | 第五条の三第四項第二号 |
| 第二項第二号 | 第五条の二第七項第二号 | 第五条の三第四項第二号 |
| 第三項 | 特定振替社債等 | 振替国債等 |
| 第十五項 | 特定振替社債等 | 振替国債等 |
| | 法第五条の三第九項において準用する法第五条の二第十一項 | 同条第十一項 |
| 第二十三項 | 同条第一項の | 法第五条の三第一項の |
| 第二十三項の表第二項の項 | 同条第十七項の規定により読み替えて適用される同条第一項 | 同条第九項において準用する法第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用される法第五条の三第一項 |
| | 第五条の三第九項において準用する法第五条の二第十四項 | 同条第十四項 |
| | 第五条の三第九項において準用する法第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用される同条第十四項 | 同条第十七項の規定により読み替えて適用される同条第十四項 |
| 第二十三項の表第二項第一号の項 | 第五条の二第一項 | 第五条の三第一項 |
| | 第五条の二第十七項に規定する信託の受託者 | 第五条の三第九項において準用する法第五条の二第十七項の規定により読み替えられた法第五条の三第一項に規定する特定受託者 |
| 第二十三項の表第十五項の項 | 第五条の三第九項において準用する法第五条の二第十一項 | 同条第十一項 |
| | 第五条の三第九項において準用する法第五条の二第十七項 | 同条第十七項 |
| 第二十三項の表第十七項の項 | 第五条の二第七項第一号 | 第五条の三第四項第一号 |
| | 同条第四項 | 同条第九項において準用する法第五条の二第四項 |
| | が特定振替機関等 | が特定振替機関等若しくは適格外国仲介業者に対し同条第十二項第二号 |
| | 同条第一項に規定する税務署長 | 法第五条の三第一項に規定する税務署長に対し法第五条の二第十二項第二号 |